

(資料)宇野被告治安維持法違反事件辯護要旨

(原資料をデジタル化した資料は[コチラから貸出](#)できます)

1. この資料の歴史的背景

戦前の日本では、社会主義・共産主義運動の高まりに対し、政府は1925年に治安維持法を制定し、社会主義者やその活動の取り締まりを強化しました。1930年代に入ると、日中戦争などの戦時体制が強まり、左翼思想や反戦活動への抑圧が特に強まっていく中で1938年に宇野弘蔵ら労農派系の学者・教授が「人民戦線運動」に関与したとして治安維持法違反容疑で検挙されました。宇野被告を含む教授らは、合法的な社会運動家・学者であったにもかかわらず、「最終的に国体変革に繋がる恐れがある」などの拡大解釈で治安維持法違反の被疑者とされました。これにより多くが検挙・起訴されましたが、具体的証拠に乏しく、多くが無罪判決となっています。本資料は、鈴木義男が直接かかわった宇野被告の治安維持法違反容疑に対する弁護記録です。

2. 要旨

この裁判で鈴木義男は、宇野被告の学術活動が政治的検挙の対象とされたことに対して、法治国家の原則と学問の自由を守るために力強い弁護を行っています。法律は直接的、現実的、行動の目的のみを問題とすべきであり、抽象的な社会理想として心の中で考えていることまでを処罰の対象にはできないこと、それにも関わらず検察の起訴は宇野被告の思想そのものを糾弾するものであり、犯罪構成要件を満たさない不当な政治的圧力であると主張しました。そして裁判所は政治的圧力に左右されず、法律のみに従い判断すべきであると、司法の独立と尊厳の重要性を訴えています。

3. 鈴木義男による弁護内容

宇野被告の控訴審弁護は、弁護人である鈴木義男氏が、東北帝国大学時代の同僚として宇野被告と深い親交があったことから、友情を基に特別弁護人として法廷に立った経緯から始まります。鈴木弁護士は、この事件を被告が法廷に立つことを「悲痛」と感じ、公訴事実が犯罪構成要件を満たしているとはどうも考えられない、稀有な刑事事件であると述べています。

弁護要旨は、本件が宇野被告の「思想そのもの」が糾弾された事案であり、当時の社会情勢に基づく政治的検挙であること強く非難しています。検察の活動が、日支事変やファシズムの影響を受け、従来の法律の原則を逸脱していると批判し、日本の法治国家としての地位に疑義を呈しています。数十年にわたり公然と許容されてきた学説が「反国体思想」の烙印を押されたり、内務省に承認されていた合法団体が突然非合法とされたりする現状は、「法律不遑及」の原則に反し、法律上の問題ではなく飽くまで政治上の問題に属することだと指摘しています。裁判所はこのような政治的圧力に左右されず、法律にのみ従い判断すべきであるとし、過去の天津事件の裁判官の態度を称賛し、司法の独立と尊厳の重要性を強調しています。

弁護側は、宇野被告に対する起訴事実に対し、主に以下の 3 点から無罪を主張しています。

- (1) 治安維持法第 1 条に規定される「結社」は存在しないという点です。検察が問題とする「労農派グループ」は、実際には労農理論を主張する人々の「集団」に過ぎず、明確な綱領や行動組織を持たず、秘密結社ではなく公然の存在であったとされます。弁護側は、公然たる集団が非合法であるという主張は矛盾しており、結社としての法的要件(目的綱領、継続的・組織的活動、機関的役割)を満たしていない「極めてルーズな集合」であると指摘しています。また、検察が「当面の目的は合法的だが、終局の目的は不合法(プロレタリアート独裁樹立など)」であると主張していることに対し、法律は「直接的、現実的、行動の目的のみを問題とすべき」であり、抽象的な社会理想や「肚の裏(頭の中)」までを処罰の対象とすることは許されないと強く反論しています。また労農派の理論は、マルクス主義に基づきながらも、日本における共産党的な活動を誤りとし、合法的な大衆政党の結成を優先する点で、正統派(共産党)とは根本的に異なる戦略を持っていたと説明されています。
- (2) 2つ目は、仮に結社が存在したとしても、宇野被告はその存在を認識しておらず、したがって目的助成の犯意はなかったという点です。宇野被告は、雑誌「労農」が廃刊された昭和 6 年以降、本来の意味での「労農派グループ」は日本には存在しないと信じていたため、その目的に資するような行動をするはずがないと主張されています。宇野被告が「労農派」として認識されたのは、地代論争や封建論争といった学術論壇における、講座派に対立する学者の一群としてであり、これらは純粋な科学的・学徒的活動であり、政治的目的はなかったと説明しています。
- (3) 起訴された個々の行為(杉森論文の紹介、自著「資本主義の成立と農村分解の過程」の発表、座談会の開催、山田盛太郎の著書批判、共済部解散阻止問題)は、いずれも共産党ないし共産主義の目的遂行に役立つ行為ではないという点です。例えば、杉森論文は純学術的な経済研究であり、政治的意図は見当たらず、マルクス経済学の用語使用だけで共産主義的と断じるのは不当であるとされます。宇野被告自身の論文も、純粋な学術的動機から日本の農村人口過剰の経済学的説明を試みたもので、専門家向けであり、共産主義の宣伝や運動助長とは言えないと主張されています。学生との座談会や山田盛太郎の著書批判も、学生の学術的向上と科学的思考の指導を目的とした純学問的活動であり、特定の政治運動への誘導や政治的意図はなかったと詳細に説明されています。共済部の解散阻止も、学生の自治的事業を善導する教育者的配慮によるものであり、共産党運動の進展とは無関係であるとされています。

弁護側は、犯意の法律的判断においても、治安維持法第 1 条が「目的犯意」を必要とすることを強調しています。これは、単に共産主義に同情したり、結果として活動に役立つ可能性を認識したりするだけでは足りず、行為者が国体変革または私有財産制度否認という具体的な目的をもって行動したことが必要であるという解釈です。検察の

主張は、被告の思想的傾向と個々の行為を短絡的に結びつけ、具体的な目的の確認なしに犯意を認定しようとするものであり、罪刑法定主義の根本原則を無視していると批判されています。宇野被告は学術研究者として活動していただけであり、その行為に、治安維持法が定めるような具体的かつ明確な目的は存在しなかったと結論付けています。

最後に、弁護要旨は宇野被告の人格と学問への真摯な姿勢を訴えています。宇野被告は温厚篤実な人格者であり、学問に忠実で、マルクス主義に対しても客観的な態度で臨んでいた真の研究者であると評価されています。学生に対しても懇切丁寧に科学的態度を教え、政治運動への誘導は最も戒めていたとされています。経済学を研究する上でマルクス主義を避けることはできず、その研究は純粋な学問的探求であったと主張し、被告に政治的意図がなかったがゆえに誤解を招くような用意をしていなかっただけで、故意や悪意はなかったと強調しています。

4. この資料の歴史的な意義

この資料は、学問の自由や表現の自由が戦時体制下で厳しく制限され、思想弾圧が拡大したなかで、それに抵抗を示す貴重な資料となっています。弁護要旨は、当時の検察の活動が「法律の暗黒時代」を形成していると批判し、法治国家の原則の崩壊につながるとの強い危機感を表明しています。そして、司法が政治的圧力に左右されず、法律的要件に限定した判断をすることで、無罪判決を下すことを強く求めています。こうして個人の思想や純粋な学術活動が、時々政治的思惑によって不当に弾圧されることへの深い憂慮と、司法が「法の砦」として最後の役割を果たすことへの期待を表明しています。本件は、後の日本の裁判史において「画期的・歴史的な判例」となるべきであると述べられており、戦時下の思想弾圧に対する司法の独立の重要性を訴えた重要な証言となっています。